

(運輸業以外の業種の協定例)

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

工業株式会社 と 工業株式会社労働者代表 福岡太郎 は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という）に関し、下記のとおり協定する。

記

(時間外・休日労働を必要とする場合)

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第 条の規定に基づき、時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

- 一 受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- 二 臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき
- 三 決算期及び中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- 四 月内、期末等、納品検査、棚卸、代金回収、経理事務等が繁忙なとき
- 五 その他前各号に準ずる事由が生じたとき

(時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数)

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数は次のとおりとする。

Aグループ		Bグループ (1年単位の变形労働時間制適用者)	
業務の種類	従業員数	業務の種類	従業員数
営業	2名	機械組立	20名
経理	2名	製品検査	3名

(時間外労働時間及び休日労働日数)

第3条 時間外労働の限度及び休日労働日数の限度は、次のとおりとする。

	時間外労働の限度			休日労働の限度
	1日	1ヶ月	1年	1ヶ月
前条Aグループの従業員	3時間	40時間	300時間	2日
前条Bグループの従業員	2時間	20時間	180時間	2日

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

始業時刻 = 午前 8 時 / 終業時刻 = 午後 5 時 / 休憩時間 = 正午 ~ 午後 1 時

(有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

使用者職氏名

工業株式会社
代表取締役 博多 一郎

労働者代表

工業株式会社
福岡 太郎

